

Ⅲ みどりの森棟（児童思春期）

1 沿革

たんぼぼの前身である松心園は、昭和45年7月、厚生省局長通達としての自閉症児療育要綱に基づいて、いわゆる「自閉症児」を治療するために開設された。

従来、松心園の自閉症児療育は、大阪府自閉症児療育事業実施要綱に基づき実施してきたが、児童福祉法の一部改正に伴って、入院部門については、昭和55年4月1日から、児童福祉法が適用されることになった。このため昭和55年11月1日に大阪府病院事業条例の一部改正が行われ、大阪府立松心園として位置づけがなされるとともに、児童福祉法上の児童福祉施設〔精神薄弱児施設（第一種自閉症児施設）〕として設置認可を受けた。（平成24年4月1日の児童福祉法の改正により、第一種自閉症児施設から医療型障がい児入所施設へ名称変更。）

平成25年4月に、新病院の開院に伴って、「松心園」から「大阪府立精神医療センターたんぼぼ」に名称変更した。また、平成29年4月に病院名の変更に伴い、「大阪精神医療センターたんぼぼ」に名称を変更し、運営を行っている。

昭和45年7月1日	職員の職の設置に関する規則の一部改正及び大阪府立中宮病院処務規程の一部改正（昭和45年7月1日大阪府訓令第48号） 松心園の設置（病床数42） 松心園長設置 大阪府立中宮病院使用料及び手数料規則の一部改正（昭和45年7月1日大阪府規則第63号） 自閉症児施設使用料を規定
昭和53年9月1日	松心園に精神科デイ・ケアを適用
昭和55年4月1日	松心園に児童福祉法（昭和23年法律第164号）の適用（入院部門のみ）
昭和55年11月1日	大阪府病院事業条例の一部改正（昭和55年10月22日大阪府条例第40号） 大阪府立松心園の設置 児童福祉法に基づく児童福祉施設（精神薄弱児施設第一種自閉症児施設）として認可される。
平成21年1月1日	病床数を25床に変更する
平成24年4月1日	第一種自閉症児施設から医療型障がい児入所施設へと名称変更。
平成25年4月	新病院の開院に伴い、松心園と思春期病棟を統合し、新たに児童思春期棟みどりの森（50床）を設置。 （内、医療型障がい児入所施設の病床数22床（変更）） 大阪府立精神医療センターたんぼぼに名称変更
平成29年4月	大阪精神医療センターたんぼぼに名称変更

2 診療状況

(1) 入院治療

① 入院治療の状況

入院部門は児童福祉法による医療型障がい児入所施設（旧：第一種自閉症児施設）としての役割に加え、児童精神科医療施設としての役割を担っている。

近年、自閉症など心理的発達障害の他、精神病、神経症、心身症、被虐待による行動及び情緒障害など入院対象児はますます多様化している。平成30年度の新規入院患児総数は41人であり、自閉症を含む心理的発達の障害が23人、行動及び情緒の障害が10人、精神性障害が5人、気分（感情）障害が1人、統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害が1人、その他が1人となっている。

また、年齢も5歳から16歳となっており、これら多種多様な患児に対する療育については、安全保護に対する援助はもちろんのこと、患児一人ひとりに合った生活指導や課題活動を計画し、援助指導を行っている。直接療育に携わるスタッフは医師、看護師、保育士、児童指導員である。同時に心理士による個人心理療法が精神症状に応じて週1回実施されている。特に社会状況を反映して複雑な家庭状況や家族病理の深い症例が増加し、患児のみでなく家族へのアプローチが重要なケースが増えており、医師及びケースワーカーが家族へのアプローチを行っている。

② 入院（入所）の形態

たんぼぼでは、児童福祉法に基づく措置入所・契約入所と、精神保健福祉法に基づく医療保護入院・任意入院などが行われている。

ア 措置入所・契約入所

児童福祉法に基づく児童福祉施設入所で入所する場合は、当院医師の診察と児童相談所の入所要否の判断が必要である。

イ 医療保護入院

精神保健福祉法第33条に基づき、入院治療が必要と指定医が診断し、保護義務者の同意によって行われる。

ウ 任意入院

精神保健福祉法の適用を受ける診断病名の基に、入院治療が適切と医師が判断して、患児自身が入院に同意したときに行われる。

入院後は年齢に応じた開放的処遇を受けながら、療養生活を送る。

③ 入院中の生活

入院生活は、家庭から離れての集団生活と規則的な生活の中で、医療的ケアを受けながら児童が対人関係のもち方を学び、社会に適応できる自信を持つための治療訓練の場である。

入院患児の日常プログラム

	月	火	水	木	金	土・日
7:00	起床、洗面、検温（排泄訓練）					
7:45	朝食、服薬、登校準備					室内整理・整頓
(8:00～8:45)	刀根山支援学校分教室登校					
9:30	モーニングケア、室内整理・整頓				身体測定 (身長・体重)	
10:00	設定活動 (個別療育・学科学習)					自由時間 園内レク 社会活動 (外泊)
11:45	昼食、服薬					
13:30	設定活動 (散歩・運動・創作等)		作業療法 たんぽぽ教室 児童体育教室	設定活動 (散歩・運動・創作・コグトレ等)		自由活動 園内レク 社会活動
(13:30～16:00)	(通学児下校)・おやつ					
15:00	入浴	シャワー浴	入浴	シャワー浴	入浴	
17:45	夕食、服薬、洗面・ハミガキ、自由学習					
20:00	眠薬服用					
20:30 ～ 21:00	就寝準備（排泄訓練）					

年 間 行 事

行事	延べ 実施日数	期間	延べ参加人数			備考
			男	女	計	
個別療育	287	通年	218	100	318	個別療法室使用
SST	33	通年	238	83	321	コグトレ・たんぽぽ教室 個別 SST
運動	758	通年	2,536	883	3,419	トランポリン・ ボールプール・ ウォールクライミング・ 三輪車・鬼ごっこ
プレイルーム	153	通年	526	157	683	オセロ・将棋・パズル・ ブロック・ミニカー・ TV鑑賞・工作
ゲーム・DVD鑑賞	57	通年	197	58	255	
学習	129	通年	562	153	715	SST室・病棟内居室使用
散歩	34	通年	111	54	165	公園・神社・院内散歩
買物	76	通年	292	148	440	おやつや調理材料の買い物・ コンビニ・駄菓子屋・古本・ DVDレンタル・院内売店
病棟作業療法	65	通年	138	45	183	創作活動・ レクリエーションゲーム
おやつ作り・調理	226	通年	234	130	364	たこ焼き・焼きそば・ ホットケーキ・ フルーツパフェ・クッキー
病棟の行事	1,853	適時	219	65	284	誕生日会・ 分教室創立記念レク・ スイカ割り・外食レク・ クリスマス会・お楽しみ会
病院の行事	0	適時	2	3	5	中宮祭
その他	0	通年	678	222	900	防災訓練・集団設定・ お楽しみ外出
合 計	3,671		5,951	2,101	8,052	

④ 病棟プログラム

ア 目的

生活リズムを整え、コミュニケーションやストレスの発散方法、計画性や時間の感覚等の習得といった、社会生活を営んでいく上で必要となる技術及び自信を身につける。

イ 主なプログラム内容

言葉の遅れを始めとする、アンバランスな発達傾向をもった就学前の児童を対象に、TEACCHプログラムやPECSを取り入れた個別の療育を行う。構造化された環境の中で、基本的な生活習慣、自発的なコミュニケーションや自立的な学習の構え、余暇スキル、社会スキル、行動コントロールの獲得を目指す。

ウ 個別学習

分教室へ登校するまでの期間に生活能力や学習能力の程度を把握し、児童の習熟度に合わせた学習（主に国語・算数）を行う。

エ たんぼぼ教室（社会生活技能訓練 SST）

生教育として「人とうまくかかわっていける」「自分と相手を大切にする気持ちを育てる」ことを目的とし、看護師・児童指導員・保育士が主に担当し、心理士がサポートに入っている。

プライベートパーツを触らないことや、良いタッチ・悪いタッチ、人との適切な距離、あったか言葉などについてスキル獲得の援助を行っている。人形劇やクイズも楽しみ、ロールプレイでコミュニケーションスキルの向上も目指している。

オ コグトレ（認知機能強化トレーニング）

認知機能とは「見る」「聞く」「記憶する」「計画を立てて行動する」能力のことを言う。コグトレはこれらの能力を間違い探しや点つなぎ、数字や文字の復唱など、ゲーム感覚でトレーニングを行い、注意力を高める。

カ 児童体育教室

ルールに沿ったゲームを行う。自らルールを理解し、参加することで成功体験を積むことを目的としている。体育教室を始める前のあいさつをはじめとした、取り組みに対する基本的なマナーの習得や、スポーツの簡単なルールを覚えてもらうことを目的とした運動プログラムである。

キ 作業療法（児童 OT）

小学生以上の児童を対象に、作業療法士が中心となって行うプログラムである。カレンダー作りや缶バッチ作り、調理実習などをする。

ク OHANASHINOKAI（お話しの会）

児童が色々な意見を出し合い、話し合いをする場である。みんなの前で発表する。経験や、みんなで様々な内容を相談して決めていく経験から、自分自身に自信を持てる場にもなっている。

ケ レクリエーション

気分転換や社会性を身につけるために、年に5～6回行う。院内ではバーベキュー、夏祭り、花火大会やクリスマス会など季節に応じた行事を行い、院外では、水族館・スポーツ施設・映画館などに出掛けている。

3 子どもの心の診療ネットワーク事業

(1) 事業概要

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障がいに対応するため、都道府県における拠点病院を中核とし（大阪府は大阪精神医療センター）、地域の医療機関並びに子ども家庭センター、保健所、市町村保健センター、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図る。

平成 20 年度から厚生労働省のモデル事業として大阪府からの委託を受け、「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」を平成 22 年度まで実施していたが、平成 23 年度から「子どもの心の診療ネットワーク事業」に名称が変更となり、継続して事業を実施している。

(2) 委託金額

12,264,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 事業内容

ア 診断機能強化事業

非常勤の心理士、PSW を雇用し、様々な心の問題を抱えた子どもを対象とした、専門的外来診療を実施した。

平成 30 年度当初の診断初診待機患児数は 131 名であったが、平成 30 年度末では 119 名となっている。

非常勤心理士等雇用状況

職 種	雇用人数	勤務日数（計）
心理士	4名	676日
PSW	2名	341日

イ 診療支援・ネットワーク事業

子どもの心の問題に関して、地域において支援が必要な子どもに対するサポートとして、医療機関ごとに担当医を配置するとともに、子ども家庭センター・一時保護所への巡回指導を実施した。また、子ども家庭センター・家庭児童相談所・大阪府立刀根山支援学校分教室・大阪府内の支援学校との連携会議及び福祉関係会議である、枚方市障害児等関係機関連絡会議、枚方市児童虐待等問題連絡会議（拡大実務者会議）、枚方市こども若者支援地域協議会実務者（代表者）会議に参加した。

就学前の自閉症スペクトラム障がいのある児童を対象とした個別療育（療育入院）、不登校や引きこもりの中学生を対象としたひまわり合宿入院を実施し、診療支援を行った。

国立成育医療研究センター（中央拠点病院：東京都）が実施する連絡会議に出席した。また、診療研修の実施、学会・研修会等への参加、講演会の開催により職員への研修及び関係機関への普及啓発を行った。

ウ 研修事業

府内の医療関係、教育関係、施設関係、行政関係機関等に勤務する子どもの心の診療、相談等を行う専門職を対象に、知識の取得のための講演会等を開催した。

また、院内においては、専門医である講師から「精神分析的心理療法」に対する指導・スーパーヴァイズを受け（年12回）、今後の診療機能強化および職員の知識向上を図った。

子どもの心の診療ネットワーク事業（平成30年度実績）

行政機関との連携	子ども家庭センター及び家庭児童相談所とのカンファレンス	145件
教育機関との連携	大阪府立刀根山支援学校分教室、大阪府内の支援学校、地域の小学校等とのケースカンファレンス	135件
	大阪府立刀根山支援学校との事務連絡調整会議	12回
福祉機関との連携	枚方市障がい児等関係機関連絡会議	4回
	枚方市児童虐待等問題連絡会議（拡大実務者会議）	7回
	枚方市こども若者支援地域協議会実務者（代表者）会議	6回
国立成育医療研究センター実施の会議参加状況	子どもの心の診療ネットワーク事業連絡会議	2回
巡回指導	子ども家庭センター、一時保護所	29回
診療支援	療育入院の実施	4人
	ひまわり合宿入院の実施	11人
研修・学会・診療実習等	研修会参加、研究会開催参加	2回
講習会等の開催	大学教授等を講師として招聘（参加者 合計273名）	5回
講師の派遣	院外の研修会・講演会等に招聘された実績	3回

4 発達障がい児者総合支援事業

(1) 事業概要

発達障がい児者総合支援事業は、平成 25 年度から大阪府知事重点事業として実施されている。発達障がいの早期気づき・早期支援をはじめ、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を身近な地域で受けることができるよう、発達障がい児者の支援体制の整備を目的としている。

(2) 事業内容

ア 乳幼児健診体制整備事業

市町村における乳幼児健診体制の充実を図ることを目的とした事業であり、大阪精神医療センターも協力している。共同研究「発達障害の子どもへの早期支援のための「気づき」・診断補助手法の実装」を実施し、ゲイズファインダー（社会性発達評価装置）の活用検証のためのデータ収集を行った。

平成 30 年度 ゲイズファインダー活用検証データ収集数

30 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	31 年 1 月	2 月	3 月	計
12	12	12	15	14	13	17	14	10	13	11	6	149

イ 発達障がい専門医師養成研修事業

発達障がいを診断し、継続してアドバイスができる専門医師が不足していることから、講義・事例検討・臨床での実習を通じて、発達障がいの診断初診とアドバイスが可能な専門医師の養成を目的とし、大阪府から受託している。大阪府内の精神科医師等を対象とし、平成 30 年度の修了者は 7 名である。